

鈴鹿市告示第 1 6 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名：稲生二丁目 1 7 5 号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
稲生二丁目 4678 番 1 地先から	旧	25.3	3.0～3.3
稲生二丁目 4678 番 7 地先まで	新	25.3	5.0

路線名：稲生二丁目 1 7 7 号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
稲生二丁目 4678 番 7 地先から	旧	48.6	1.9～2.0
稲生二丁目 4678 番 6 地先まで	新	48.6	3.5～4.0

路線名：北玉垣 6 6 2 号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
北玉垣町字根洞 1856 番 21 地先から	旧	41.2	4.0～4.7
北玉垣町字根洞 1856 番 12 地先まで	新	41.2	5.6